

# 誓約書

1. 消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないか等商品券の真正性を十分に確認します。
2. 商品券の使用対象とならないものに対して、商品券での支払いを受付しません。
3. 商品の販売またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
4. 商品券の再販、再流通を致しません。
5. 商品券の偽造、悪用、盗用は致しません。
6. 商品券を紛失・き損・偽造品受取をした場合、換金請求を行いません。
7. 換金は令和2年4月8日までに請求し、以降は一切の請求を行いません。
8. 「松江市プレミアム付商品券使用可能店舗募集要領」及び「松江市プレミアム付商品券取扱いマニュアル」を遵守します。
9. 商品券の使用に際して、使用者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めます。
10. 商品券の取扱いに関して、実行委員会からの指示に従います。
11. 店舗又は事業所名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（ホームページ、チラシ等に掲載すること）について同意するとともに、その公表方法に関し実行委員会に委ねます。
12. 当店は、下記の条件を満たしています。
  - (1) 松江市内に所在する店舗又は事業所を有する事業者であること。
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと。
  - (3) 松江市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当していないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。
  - (5) 商品券の使用対象にならない取引、商品のみを取り扱っていないこと。
  - (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っていないこと。
13. 商品券の使用期間中（令和元年10月1日から令和2年3月31日）は使用可能店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
14. 提出した登録申請書に虚偽の記載があると実行委員会が判断した場合、また使用可能店舗としての責務を遵守しないと実行委員会が判断した場合には、当該商品券の使用可能店舗登録の取り消し、公表されることに同意します。これらにより実行委員会に対して損害金が発生した場合や不正換金をした場合には、当該請求額を実行委員会に支払います。
15. 個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、下記の事項を遵守します。
  - (1) この事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。
  - (2) この事業に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - (3) この事業による業務の実施にあたって、個人情報を店舗又は事業所から持ち出してはならない。
  - (4) この事業による業務を処理するにあたって、個人情報が記録された資料等を実行委員会の承諾なしに複写し、又は製造してはならない。

以上のとおり、私は「松江市プレミアム付商品券事業」の趣旨に賛同し誓約いたします。

令和 年 月 日

松江市プレミアム付商品券事業実行委員会 様

事業所名 :

代表者名 :

Ⓔ